

私学の働き方改革と、就業規則見直しの勘所 ～労務管理の第一歩～

学校法人も民間企業と同様に、就業規則を制定しなければなりません。就業規則は、学校法人と教職員の間の雇用契約を規律するだけでなく、労使紛争が発生したときには解決規範になるなど、適正な労務管理のために必要不可欠な存在です。ところが、必要な就業規則が制定されていない、法改正に対応していない、労使紛争を想定した条文が置かれていないなど、必ずしも就業規則が適切に整備されていない事例が見られます。本セミナーでは、私立学校の人事労務を巡る法律問題を多数取り扱っている小國隆輔弁護士を講師に迎え、私立学校にフォーカスした解説をいたします。

PROGRAM

開場 13:45

開会 14:00

【1】就業規則とは何か

- (1) 労働基準法による規制
 - ①就業規則の記載事項 ②制定改廃の手続き
- (2) 雇用契約との関係
- (3) 附属規程の重要性

【2】予防法務としての就業規則整備

- (1) 労使トラブルにおける解決規範
- (2) 私学の現状
- (3) 改正を検討すべき条項
 - ①労働時間 ②休職・休業 ③懲戒 ④退職
 - ⑤給与 ⑥その他
- (4) 不利益変更の有効性
 - ①法令と裁判例 ②就業規則変更の手順

【3】ケーススタディの検討

【4】まとめと質疑応答

閉会 17:00

東京会場

9/20 (木)

14:00～17:00

東京ガーデンパレス

東京都文京区湯島1-7-5

大阪会場

9/28 (金)

14:00～17:00

大阪ガーデンパレス

大阪市淀川区西宮原1-3-35

講師



小國 隆輔氏 (小國法律事務所 弁護士)

同志社大学大学院司法研究科法務専攻
(専門職学位課程) 修了。

私立学校からの法律相談を数多く手がけている。著書に「私学のための労働基準法改正のポイント」「学校現場におけるハラスメント問題と防止策」「労働契約法改正のポイントと私学の対応」「私学における問題教職員の処遇のあり方」がある。

2018年1月 小國法律事務所を大阪市北区に開設。

対象

私学労務研究会 会員様
及び私立学校の理事、管理職の皆様
法人事務局長、人事責任者の皆様

費用

1 法人会員1名につき無料。
2 人目からは1名につき10,000円(税別)
非会員: 20,000円(税別)

主催

一般社団法人 私学労務研究会 (SRK)

協力

株式会社ブレインアカデミー

セミナーのお申込みについて

私学労務研究会「会則」をご確認いただき、「入会申込書」にご記入の上お送りいただければ、今回の特別セミナーを含む年間9回全ての特別・定例セミナー(参加できないセミナーは後日動画配信)は、法人会員1名様無料(2人目から10,000円)で受講頂けます。更に、私学労務に関するニュースレターの配信など、私学労務研究会の会員向けサービスの特典が受けられます。

上記ご記入の上、FAXまたはメールにてお申し込みください。

後日、参加受付確認書、お振込案内、会場地図を記載のメールアドレス宛にご送付させていただきます(メールアドレスが未記入の場合はFAXにてお送りさせていただきます)。

FAX: 03-6455-5318

E-mail: info@sirouken.or.jp

法人名		貴校名	
お役職		お名前	
ご住所	〒		
TEL	FAX	東京	大阪
E-mail	<input type="checkbox"/> 法人会員として申込みます。(注) 別途、入会手続きが必要です。 <input type="checkbox"/> 非法人会員としてセミナーのみ申込みます。		

お問い合わせは

一般社団法人
私学労務研究会 (SRK)

〒107-0061 東京都港区北青山1-3-2 クローバー青山・ONE 7F
TEL: 03-6455-5317 Mail: info@sirouken.or.jp